

人口面積		アメリカ		イギリス				
		3億406万人(1) 963万km ² (2)		6,098万人(1) 24万3千km ² (2)				
国	中央	・大統領制(3)		・議院内閣制(3) ・地方機関あり(4)				
	州	50州(4)		— ※イギリスは4つの王国からなっている。スコットランドには国会、北アイルランドには議会が存在し、適用される法律もイングランドとは別のもの(5)				
地方公共団体	性格	<p>○地方公共団体は州の創造物であると考えられており、いわゆるDillon's Rule(※)により、州が与えた権限以外の権限を行使できないのが原則である(5)</p> <p>○連邦レベルで、地方自治法のような総合的な地方自治体や国と地方の関係を扱った法制は存在せず、一般的には各州の憲法および法律によって、州と地方自治体の関係が規定されている(6)</p> <p>○州憲法の中で地方の権限まで定めるところもかなりある。法律でのみ定めている州であっても、かなり大きな自治権を定めているところもある(7)</p> <p>○自治権(ホームルールパワー)とは、一般に、当該団体が州政府等、他団体からの干渉を制限できること及び、管轄区域内の住民に対して義務・責任を果たし、自治を実現できる権限と理解されている(8)</p> <p>○アメリカには5種類の地方政府が存在する。事務の範囲による区分として、一般目的の普通地方政府と特定目的の特別地方政府がある。前者は日本の普通地方公共団体に近い。カウンティ(County)、自治体(市町村、Municipality)、タウンシップ又はタウン(Town)である(9)</p> <p>※Dillon's Rule</p> <p>○地方政府の権限に関して、1868年に、ジョン・F・ディロン(John F.Dillon)判事が下した有名な判決(Merriam v. Moody's Executor)。これは、地方政府が、(1)明確に許可された権限、(2)具体的に明示されている権限、(3)地方政府の運営にとって不可欠な権限については、これを遂行することが可能であるというもの。権限に関する表現に少しでも不確かな点がある場合には、常に州の統制に有利なように解決されることになる</p>		<p>○不文の憲法原則においても、地方政府が何らかの位置づけをされているということはない(6)</p> <p>○議会主権原則というものが憲法原則として存在し、地方政府は制定法の産物であるとされ、その存在・権限は完全に制定法に依拠すると考えられている。よって、地方政府は制定法によって権限を与えられていない活動を行うことはできない(7)</p> <p>○19世紀までは、地方では、地方名望家を中心とした治安判事や中央政府がアドホックに設置した委員会等、様々な統治機構が制定法上の行政権限を行使し、実質上、行政活動を行っていた(8)</p> <p>○19世紀中頃には、地方の行政機関を整備しようという動きが生じる。1835年の自治団体系により、地方政府組織の組織構造の統一化が始まり、1888年、1894年の地方政府法によりカウンティカウンシル(County Council)やディストリクトカウンシル(District Council)といった、多機能で民主的な地方政府の構造が作られていった(9)</p> <p>○1972年の地方政府法により、多目的な単一政府が構想されたが、単一構造の政府にはならず、カウンティ(County)とディストリクト(District)という2層構造が全国的に採用され、現在に至る地方政府制度の基礎となっている(10)</p> <p>※条例の制定権については、1972年地方政府法s.235と個別法に根拠がある。ただし、当該事務を所掌する大臣による承認が必要(11)</p>				
	広域団体①	<p>郡(County)</p> <p>○3,034団体、平均人口約10万人、平均面積約3千km²(10)</p> <p>○カウンティは元来、州政府の特定の事務を執行するために設立されたが、20世紀を通じ、その機能を大きく変え、現在ではホームルールパワー(自治権)を有し、独自の税源に基づき、幅広いサービスを提供する地方公共団体であると認識されている(11)</p> <p>○カウンティは、準自治体(quasi-municipality)(住民の意思と直接には関係なく州によって創設され、憲章を有せず、州の出先機関の性格を持つ)の1つ(12)</p>		○州は一般にカウンティに分割されていると理解して良いが、例外もある(13)	<p>大ロンドン市(Greater London Authority: GLA)</p> <p>1団体、751万人、1,585km²(12)</p>	<p>郡(County)</p> <p>34団体、平均人口67万人、平均面積3,208km²(14)</p>	—	—
	広域団体②	—		—	—	—	—	—
基礎団体	<p>自治体(市町村)(Municipality)</p> <p>○自治体(市町村)19,429団体、タウンシップ又はタウン16,504団体(14)</p> <p>○自治体(市町村)は、住民が行政サービスを確保するために政府を樹立するもの。州から憲章を与えられ、法人格を有する自治体の創設が認められる。具体的には、City、Borough、Villageである(15)</p> <p>○タウンシップ又はタウンは、準自治体の1つ。タウンシップは、中部大西洋沿岸及び中西部の諸州に、タウンは、ニューイングランド地域の6州などに存在する(16)</p>		<p>タウンシップ(Township)又はタウン(Town)</p> <p>○自治体(市町村)は全域にあるわけではなく、人口で6割、面積で2~3割である(17)</p>	<p>ロンドン市/ロンドン区</p> <p>ロンドン市: 1団体、8千人、2.6km² ロンドン区: 32団体、平均人口23万人、平均面積49km²(13)</p>	<p>ディストリクト(District)</p> <p>238団体、平均人口10万人、平均面積458km²(15)</p>	<p>大都市圏ディストリクト(Metropolitan District)</p> <p>36団体、平均人口30万人、平均面積194km²(16)</p>	<p>ユニタリー(Unitary)</p> <p>46団体、平均人口18万人、平均面積281km²(17)</p>	

		アメリカ	イギリス			
地方公共団体の処理する事務	種類	<p>○アメリカにおいて、事務分類はそれほど整理されていない(18)</p> <p>○かつての日本の機関委任事務のような事務も存在する。州法により、郡の職員あるいは市の職員に事務を委任することはよく行われており、地方政府に一定の行為を委ねる場合もある(19)</p> <p>※連邦政府が地方政府、州の職員に対して義務付けを行ってはいけないことは判決で明らかになっているが、州と地方の関係では特に論じられていないようである。地方団体は州の創造物であるという思想によるものと考えられる(20)</p>	<p>○制定法により権限が与えられない活動については行うことができない。権限を越えて行った場合には権限超越(ultra vires)で違法(18)</p> <p>○このため、権限取得のために議会に私法律案(private bill)を求める権限が与えられている(1972年地方政府法(Local Government Act)s.239)(19)</p> <p>○個別法により、大臣が命令により権限を与える場合もある(Statutory Orders (Special Procedure)Act 1945)(20)</p> <p>○地方政府は制定法により存在し、制定法によって授權されている範囲内でのみ活動できるとされているため、国の事務と地方の事務の区分という考え方は、法的には存在しない(21)</p> <p>○権限の範囲は、関連する制定法の文言により、黙示的に授權されていると解釈される場合も含む(22)</p> <p>○1972年地方政府法セクション111には、地方公共団体の権限について一般条項規定が置かれている(「地方公共団体は、その活動を実施を促進、または有効であり、付随的と考えられる全てのことを行う権限を持つものとする」)が、文言ほど包括的な内容ではない(23)。例えば、金利スワップ取引契約を権限の範囲外とした事例あり(Hazell v. Hammersmith and Fulham LBC[1992]2 AC 1.)(24)</p> <p>○2000年地方政府法は、地方公共団体は「地方共同体の経済的、社会的、環境的福利を促進すると考えられる事柄」を行う権限を持つとしており(s.2)、以前より地方公共団体の権限を拡大していると評価されているが、どのくらい拡大しているかはまだ定かではない(25)</p>			
	広域団体①	<p>郡(County)</p> <p>○カウンティは、刑務所、課税・徴税、警察、検屍、生活保護、道路、裁判、農業関係、保健、医療、検察、小・中学校、図書館の事務などを処理する(21)</p>	<p>大ロンドン市(Greater London Authority: GLA)</p> <p>○ロンドン全域に係る交通、経済開発、都市計画、環境保全、警察、消防及び緊急事態計画、文化振興、保健などの計画や調整(26)</p>	<p>郡(County)</p> <p>○教育サービスや道路、交通、警察(28)</p>	—	—
	広域団体②	—	—	—	—	—
基礎団体	<p>自治体(市町村)(Municipality)</p> <p>○自治体(市町村)は、一般的には教育、警察、保健衛生、福祉、道路、消防の事務をはじめ、水道、下水道、交通事業などの公営企業も行っている(22)</p> <p>○タウンシップの事務の範囲は制限されていて、道路、生活保護、教育、警察、消防等の事務である。徐々に郡や州にその事務が吸い上げられている(23)</p> <p>○タウンは、自治体が担う事務を担当していることも珍しくはない。郡が担当している裁判所、刑務所、道路など以外は、タウンが主体的に担っている(24)</p>	<p>タウンシップ(Township) 又はタウン(Town)</p>	<p>ロンドン市 / ロンドン区</p> <p>○教育、社会福祉、道路、住宅など、住民への行政サービス(27)</p>	<p>ディストリクト(District)</p> <p>○公衆衛生や住宅供給、地方計画(29)</p>	<p>大都市圏ディストリクト(Metropolitan District)</p> <p>○教育、社会福祉、道路、住宅など ※ゴミ処理や警察・消防は大都市圏事務組合が行う(30)</p>	<p>ユニタリー(Unitary)</p> <p>○教育、社会福祉、道路、住宅など ※警察は事務組合が行う ※消防はユニタリー又は事務組合が行う(31)</p>

		アメリカ	イギリス
(参考)裁判所のあり方(行政裁判所を中心に)	法系	英米法系	英米法系
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦裁判所と州裁判所が存在する(25) ○連邦最高裁は、連邦憲法に照らして、連邦法・州法・自治体条例の違憲性を判断する(26) ○州の最高裁判所(名称は様々)は、州憲法及び連邦憲法に照らして州法・自治体条例の違憲性を判断する(27) 	<ul style="list-style-type: none"> ○貴族院が最高裁判所としての管轄権を有しており、最も上位のものとなるが、いわゆる最高裁判所としては、高等法院、控訴院(Court of Appeal)及び刑事法院(Crown Court)をあわせたものとされていた(32) ○貴族院は、控訴院から公的重要性の認められる事件の上訴と高等法院から同様の理由による飛躍上訴の案件を取り扱う(33) ○地方レベルでは、県裁判所(County Court)が民事事件のうち、比較的軽微なものや迅速に処理すべきものを取り扱う(34) ○2009年10月に貴族院から独立した最高裁判所が設立された(35)
	有無 行政裁判所の	なし	なし
	行政裁判所の仕組み	—	—

		アメリカ	イギリス
国の地方公共団体に対する関与について(総論)	由 必要とする理	○地方公共団体は州の創造物であると考えられており、いわゆるDillon's Ruleにより、自治体は州が与えた権限以外の権限を行使できないのが原則である(28) ○地方公共団体は、州憲法や州法を守らなければならない義務がある(29)	○法的には、地方公共団体が中央政府に完全に服属するという形をとっているが、伝統的にはある程度地方の自治を尊重するという形で運用されてきた。伝統的な中央地方関係モデルは、中央政府は監督権を持ちつつもそれを一方的に強要するのではなく、問題点について交渉を強調し、両者のコンセンサスにより行政を実行するという関係(現実的尊重・相互依存関係)であった(36) ○1980年代以降、国と地方の協力関係は崩れ、対立が深刻化。具体的には、地方の幅広い裁量と国の監督という法的な関係が崩れ、地方政府の権限や責任等について明確化され、地方政府が中央政府の執行機関としての性格が強くなり、サッチャー政権のころは完全に執行機関として位置付けられていた(37) ○ブレア政権以降は、地域に密着した地方公共団体の役割が見直されるという動きがあり、2000年の地方政府法により権限が拡充されたのは、こうした動きを反映したものと見える(38)
	②国の役割	○州には、地方公共団体に州法を守らせる義務があり、私人が出訴できるかどうかとは独立に出訴できる場面がある(30)	
	③手法	○基本的には司法手続を用いて対立点を解決し、州憲法や州法の遵守を図ることが一般的である(31) ○米国内の大方の州では、州知事及び州議会議員のほか、副知事、州務長官、法務総裁(Attorney General; 司法長官ともいう)、財務長官、監察官、教育長などが公選職とされており、このうち、「法律の適切な執行の確保」という面に関しては、原則として、知事ではなく、法務総裁がその責務を負っている。従って、地方公共団体による違法行為が認められた場合の対応についても、法務総裁がその対処にあたるということになる(32) ○知事又は法務総裁による法的拘束力をもった命令制度の類は存在せず、民事訴訟又はこれに類する訴訟手続の中で、裁判所による執行命令(Writ of Mandate)を求めていく、というものが制度の大きな枠組みとなる(33) ○英米法には法廷侮辱罪があるため、裁判所による執行命令に従わない場合には、同罪が適用となり、罰金が課され又は収監されるという制度が担保措置として存在する(34) ①Parens Patriae訴訟(特に、地方公共団体の自治的な事務の実施について) ○州憲法に違反するおそれ、あるいは合衆国憲法に違反するおそれがあるような、地方政府の自治的な事務の実施について、州の法務総裁が提起する訴訟 (35) ②Mandamus訴訟(州法に定められている具体的な義務を実施しない場合について) ○州法に定められている具体的な義務を実施しない場合にのみ、その義務の実施を命じる判決を求めることができる制度 (36) ③州法による先占(preemption) ○州法によって先占されている領域で、それに反する内容の条例がある場合について、一般的に、州の法務総裁が差し止め等を求めて訴訟を提起できる(37) ※ 議会による立法的介入の例もある (38) ○地方政府の条例制定や訴訟提起等の行為について、それをやめさせるために州議会が法律を作ることが頻繁にある ◎銃製造会社に対しアトランタ市が提起した訴訟を差し止めるため、ジョージア州は、市による銃訴訟提起を禁止する州法を制定 ◎ピアーズ郡のHIV陽性患者情報に関する政策に反対するワシントン州が、郡の行為を禁じる州法を制定	○個別制定法において、Default Powersという表題で義務履行違反について大臣が強制履行する手続について定められている例が非常に多い。かなり昔から個別の制定法において採用されてきた仕組み(39) ○この仕組みは、大臣の義務履行命令と司法審査の方法による最終的な確保が組み合わせられている点が特徴(40) ◎1999年地方政府法s.15(ベストバリュー(※)についての大臣の義務履行命令) (41) ○大臣は、地方公共団体がベストバリューについて定めた義務に従っていないと考える場合には、地方公共団体に対し、特定の行為(計画の準備、修正、計画に関わる手続その他の当該団体が義務を果たすのに必要であると大臣が考える行為)をすることを命ずることができる (※)ベストバリューとは、地方公共団体に対して、経済性、効率性、有効性に配慮して活動を行う義務を課すもので、大臣が地方公共団体について業績指標を設定し、それに沿って地方公共団体の業績を評価するというもの ○大臣による義務履行命令において定めた期間等を超えた場合には、当該事務を大臣自身又は大臣が指名する者によって行われるものとする事ができる(ss.6)。手続としては、弁明の機会を与えた上で(ss.9)、命令がなされる。この場合、地方公共団体は大臣又は大臣が指名する者の指示に従って協力しなければならない義務が課されている (42) ○大臣の義務履行命令は、最終的には、大臣の請求によるマンデイマスの方法によって執行される(43) ○法律の明文の規定がある場合が多いが、法律の明文の規定がなくとも、マンデイマスの方法は一般的に利用可能であると考えられている(44)

		アメリカ	イギリス
行政的関与(その1)	総論	<p>○州の法務総裁の意見を求めるのが一般的(39)</p> <p>※ 州の法務総裁と連邦の法務総裁は、その地位・任務は基本的に類似 連邦の法務総裁は、司法省の長として、「閣僚」の一人であり、大統領の指名と上院の承認により任命される政治的な官職である。法務総裁は、大統領及び行政各部の長などに対して法律問題について意見を述べる。また、連邦裁判官の選任についても、大統領は法務総裁の意見を徴し、これを大いに参考にする。最高裁判所で合衆国を代表して弁論に当たるのは、通例は訟務長官であるが、非常に重要な事件については、例外的に、法務総裁が自ら出廷することがある(40)</p> <p>○おそらくどの州でも、州と地方公共団体間の係争処理についての包括的な制度を持ち、処理をしているということではなく、多くの場合に個別法の中でそれぞれ対応していると思われる(41)</p> <p>◎個別法における関与手続の事例(ワシントン州の成長管理法) (42)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○郡及び一定水準以上の市には、包括的な計画等を策定することが義務付けられている ○成長管理ヒアリング委員会(Growth Planning Hearings Board)が法律に基づき設置され、地方公共団体が法に基づいて計画を策定しているかどうかをチェックする ○成長管理ヒアリング委員会には、州政府、郡、市町村、計画によって利害関係を持つ私人等により審査の請求がなされる ○成長管理ヒアリング委員会が、法令を遵守しているかどうかの最終的なチェックを行う ○成長管理ヒアリング委員会の最終的なチェックに続いて罰則規定が設けられており、州知事に当該罰則を執行する権限が与えられている(罰則の内容として、例えば、州政府が受け取ることになっている自動車関連税のうちの数%を地方政府に配賦することになっている場合に、それを差し控えてしまうという、かなり強力なものも含まれている) <p>○州政府が、地方公共団体の行為が憲法又は法律に違反すると認める場合に、拘束力その他の一定の法的効果を有する命令又は処分によって是正を求めるような制度は、一般的には存在しない(個別法において規定されている例はある) (43)</p>	<p>○①報告書の要求、②命令、③義務履行命令、④上訴の処理、⑤支出のコントロールなどがある。これらは、地方政府法や個別法により定められているものが多いが、基本的に一般性を持った制度ではなく、特定の事柄を対象とするものである(45)</p> <p>○個別制定法において、Default Powersという表題で義務履行違反について大臣が強制履行する手続について定められている例が非常に多い。かなり昔から個別の制定法において採用されてきた仕組み(39)</p> <p>○大臣による義務履行命令において定めた期間等を超えた場合には、当該事務を大臣自身又は大臣が指名する者によって行われるものとすることができる(ss.6)。手続としては、弁明の機会を与えた上で(ss.9)、命令がなされる。この場合、地方公共団体は大臣又は大臣が指名する者の指示に従って協力しなければならない義務が課されている (42)</p>
	①助言・勧告等	<p>●州法務総裁の意見</p> <p>○地方政府の政策等の合憲性・合法性を確認するために、地方政府自身、州議会議員等が、州法務総裁(Attorney General; 司法長官とも訳される)に一般的な法解釈についてopinionを求める(44)</p> <p>○ほとんどの州で法的拘束力を持たないとされているが、意見は法務総裁の意見集によって公開され、かなり権威のある法解釈として裁判でも用いられる (45)</p> <p>○おそらく多くの州において、州法務総裁は、具体的な自治体の条例等の合憲性・合法性についての質問には答えない(法務総裁は、訴訟になったときに、中立的な立場として参加するため)(46)</p>	<p>●報告書の要求 (46)</p> <p>○1972年地方政府法セクション230に一般的な規定が置かれている(個別法に規定が置かれている場合も多い)</p> <p>「全ての地方公共団体、全ての合同委員会、全ての地方公共団体の合同委員会は、大臣が要求するとき、またはどちらか片方の議院が要求するときは、大臣に報告書を提出し、自らの活動についての情報を与えるものとする。」</p>

		アメリカ	イギリス
行政的関与(その2)	②改善要求等	—	—
	③指示・命令	○個別法において規定されている例がある(47)	<p>●命令(Direction)</p> <p>◎1998年School Standard and Framework Act s.19(大臣による学校閉鎖命令) (47)</p> <p>○大臣は、公立学校に対する各種の監督権限を有する地方教育行政機関に対し、学校観察法の観察結果によって業績が悪い学校を閉鎖するように命令することができる</p> <p>○大臣は、地方教育行政機関等の関係行政機関と協議し、学校運営理事会に書面で告知した上で、当該命令を出す</p> <p>○命令を出された地方教育行政機関は、学校を閉鎖する義務を負う</p> <p>◎1980年Local Government, Planning and Land Act 1980 s.98(大臣による土地処分命令) (48)</p> <p>○大臣は、地方公共団体が有効に活用していないと分類し、登録した土地について、地方公共団体が土地に対して有する権利を処分するよう命ずることができる</p> <p>○大臣は、地方公共団体に対して事前告知と弁明の機会を与えた後、処分条件等を含めて、土地の処分を命ずることができる</p> <p>●義務履行命令</p> <p>○個別制定法において、Default Powersという表題で義務履行違反について大臣が強制履行する手続について定められている例が非常に多い。かなり昔から個別の制定法において採用されてきた仕組み(39)</p> <p>○この仕組みは、大臣の義務履行命令と司法審査の方法による最終的な確保が組み合わされている点が特徴(40)</p> <p>◎1999年地方政府法s.15(ベストバリュー(※)についての大臣の義務履行命令) (41)</p> <p>○大臣は、地方公共団体がベストバリューについて定めた義務に従っていないと考える場合には、地方公共団体に対し、特定の行為(計画の準備、修正、計画に関わる手続その他の当該団体が義務を果たすのに必要であると大臣が考える行為)をすることを命ずることができる</p> <p>(※)ベストバリューとは、地方公共団体に対して、経済性、効率性、有効性に配慮して活動を行う義務を課すもので、大臣が地方公共団体について業績指標を設定し、それに沿って地方公共団体の業績を評価するというもの</p> <p>○大臣のイニシアティブによるものではなく、利害関係人の訴え、不服申立を想定する場合もある(49)</p> <p>◎1944年教育法(Education Act s.99)</p> <p>○大臣は、利害関係人の申出その他に基づき、地方公共団体が法律上の義務を果たしていないと考えるときは、命令により不履行であることを宣言し、大臣がその義務を履行するのに適切であると考えられる指示を与えることができる(50)</p> <p>○義務履行命令を出す大臣の権限が大きい場合が多い。発動要件は多くの場合、単に義務が履行されていないと大臣が考える場合とされていることが多く、比較的緩い。また、果たすべき義務の内容についても、大臣が具体的内容について指示し、それを履行するように求められる仕組みになっていることが多い(51)。他方、大臣の裁量が限定的に解釈される場合もある(52)</p> <p>◎Secretary of State for Education and Science v. Tameside Metropolitan Borough Council [1997]A.C.1014</p>

		アメリカ	イギリス
行政的関与(その3)	④代執行	○いくつかの州では、地方団体が州の満足する事務処理の基準を確立するまでの間、州の機関が地方機関の事務を行う(48)	<p>●代執行</p> <p>○個別制定法において、Default Powersという表題で義務履行違反について大臣が強制履行する手続について定められている例が非常に多い。かなり昔から個別の制定法において採用されてきた仕組み(39)</p> <p>◎1999年地方政府法s.15(ベストバリューについての大臣の義務履行命令)</p> <p>○大臣による義務履行命令において定めた期間等を超えた場合には、当該事務を大臣自身又は大臣が指名する者によって行われるものとする事ができる(ss.6)。手続としては、弁明の機会を与えた上で(ss.9)、命令がなされる。この場合、地方公共団体は大臣又は大臣が指名する者の指示に従って協力しなければならない義務が課されている (42)</p> <p>●上訴の処理</p> <p>○個別法において、地方公共団体の行為に対して、大臣へ上訴(appeal)できる旨を定めている場合がある (53)</p> <p>◎Town and Country Planning Act 1990</p> <p>○地方都市計画機関の行った不許可などについて、大臣に上訴することができる</p> <p>○大臣は、両当事者に意見を述べる機会を与えた上で、原処分を破棄、変更することができる。また、そもそも原処分を行う際に、申請を回送させて自分で処分をすることもできる</p>
	⑤受任者の任命	—	—
	⑥強制金	—	—

	アメリカ	イギリス
行政的関与(その4) ⑦ 予算の調製・執行の代行	—	<p>●支出のコントロール</p> <p>○中央による財政コントロールに主眼が置かれてきたことから、非常に包括的なコントロール権限を中央政府が持っている (54)</p> <p>◎1982年地方財政法(Local Financial Act 1982)</p> <p>○会計検査委員会(Audit Commission)が設置され、それに所属する検査官が地方公共団体に外部監査を行う (55)</p> <p>◎1998年法(Audit Commission Act 1998)</p> <p>○検査官が不正な支出を発見したとき、裁判所に法に違反していることの宣言を求めることができる(セクション17)</p> <p>○検査官は、会計に影響すると考えられる作為や不作為について、司法審査を求めることができる(セクション24)</p> <p>(56)</p>

		アメリカ	イギリス
行政的関与(その5)	⑧ 人事面の関与(議会)	—	—
	⑨ 人事面の関与(首長)	<p>○地方政府が州法に違反している場合であっても、法律により州に権限が与えられていない限り、地方政府の人事に介入することは難しい (49)</p> <p>○一方で、連邦法に違反している場合に、連邦法に違反している州の公務員の職務の遂行を差し止めるような命令を連邦裁判所に出してもらうことは可能(50)</p> <p>※正当な理由がある場合(つまり職務遂行の不正、不適切、あるいは職務の不執行)に、知事がカウンティの職員をやめさせられる州もある。また、州の特例人事計画の執行者は地方職員の任免権を有する(51)</p>	<p>※主要職員の任免に対する中央政府の承認等の関与は、かつては多くの行政分野で行われていたが、現在では、社会福祉部長等についてのみ残存している (57)</p>
	職 ⑩ 議員の強制辞	—	—

	アメリカ	イギリス
<p>司法的関与(その1)</p> <p>概要</p>	<p>○基本的には司法手続を用いて対立点を解決し、州憲法や州法の遵守を図ることが一般的(52)</p> <p>①Parens Patriae訴訟(特に、地方公共団体の自治的な事務の実施について)(53)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○州憲法に違反するおそれ、あるいは合衆国憲法に違反するおそれがあるような、地方政府の自治的な事務の実施について、州の法務総裁(Attorney General; 司法長官とも言う)が提起する訴訟 ○古くはイギリスの国王が持っていた権限で、現在は少なくとも州にもあると解釈されている ○州政府が州民を保護するという目的で訴訟を提起し、法実現を図る場合に用いられる ○事例は少なくなく、有名なたばこ訴訟で州がたばこ会社を訴えたりした場合も、この理論に基づき行っていた州もあった ○法的な性格について厳密に論じた判例等が非常に少なく、判例の要件さえ満たせば提起できるため、かなり便利に使われているという印象がある ○要件は、判例上かなり確立しており、全体としての州民の利益を保護するという一般的な福祉を目的とする要件はあるが、かなり自由に提起されている <p>②Mandamus訴訟(州法に定められている具体的な義務を実施しない場合について)(54)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○州法に定められている具体的な義務を実施しない場合にのみ、その義務の実施を命じる判決を求めることができる制度 ○地方政府の自治的・裁量的な活動に対しては用いることができないと思われる ○州法務総裁が職員に対して行うというものだけではなく、一般の市民が職務を執行していない公務員に対して職務を執行するように裁判所に判決を求めるような場合にも使うことができる ○法律上の義務を行っていないということがあれば十分であり、法務総裁からの提起の場合も、加重要件はない。私人からの提起の場合、訴えの利益が必要 <p>③州法による先占(preemption)(55)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○州法によって先占されている領域で、それに反する内容の条例がある場合について、一般的に、州の法務総裁が差止め等を求めて訴訟を提起できる <p>※個別法において根拠がなくても出訴可能であるが、個別法に出訴についての規定があることも珍しくない(56)</p> <p>※地方公共団体と職員個人の両方に対して訴訟を提起することが可能(57)</p> <p>※Mandamus訴訟は裁判所の裁量が大きく、必ずしも最終的にMandamusを出すかどうかは裁判所の裁量に委ねられている(58)</p> <p>※連邦と州の間でのpreemptionはかなり議論になっている。州と地方の間ではそれほどでもないが、地方の自治権を侵害するものであるという議論はある(59)</p> <p>※逆に、州法に義務付けられた事務の実施において、州法に基づく事務の実施が、州憲法に違反するおそれがある場合、一般的には、地方政府は、裁判所に訴訟を提起し、州法が違憲であるという宣言的判決を得てから、州法の不遵守を表明する(60)</p>	<p>○中央政府は、義務履行確保において、司法的執行手続を用いている(58)</p> <p>○個別制定法において、Default Powersという表題で義務履行違反について大臣が強制履行する手続について定められている例が非常に多い。かなり昔から個別の制定法において採用されてきた仕組み(39)</p> <p>○この仕組みは、大臣の義務履行命令と司法審査の方法による最終的な確保が組み合わせられている点が特徴(40)</p> <p>○大臣の義務履行命令は、最終的には、大臣の請求によるマンデイマスの方法によって執行される(43)</p> <p>○法律の明文がある場合が多いが、法律の明文の規定がなくとも、マンデイマスの方法は一般に利用可能であると考えられている(44)</p> <p>○現在の司法審査制度では、大権的救済方法であるマンデイマス、サーシオレイライ、プロヒビションの3つに加えて、通常の民事訴訟における救済方法における差止めを求めるインジャンクションや、当事者の法的な立場の宣言を求めるデクラレーションを用いることができる。この5つに重複はある(59)</p> <p>※そもそも、大権的救済手段とは、国王の裁判所の発給する大権令状(Prerogative orders)に由来し、治安判事等の地方行政機関等に対する中央の裁判所による統制手段として用いられてきたもの。当初は、国王のみが発給を求めることができるとされてきたが、徐々に一般国民も利用可能となり、事実上、行政訴訟化してきたもの(60)</p> <p>○司法審査制度というのは古くから存在したが、手続等について整備がなされたのは1970年代末であり、その後、利用が急増した。この時期に国・地方間の対立も激化したため、司法審査で国・地方間の紛争が争われる例が非常に増えた(61)</p>
<p>訴え ①取消の</p>	<p>—</p>	<p>●移送(Certiorari)(62)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大権的救済方法の一つ ○資料を回送させてその取消しを行うもの
<p>②執行停止の訴え</p>	<p>●職務停止命令を求める訴え</p> <p>◎Parens Patriae訴訟の事例(Pennsylvania v. Porter,642 F.2d 687(1979))(61)</p> <p>ペンシルベニア州で、地方政府の警察官が人権侵害を繰り返しているにもかかわらず、人事権を含む警察行政一般についての権限を持っている首長、その他地方議会などが、警察官の違法行為を止めさせるための措置を全くとらないため、州の法務総裁が連邦の市民権法に基づいて、Parens Patriae訴訟を用いて、人権を侵害されている少年らの保護のため、連邦裁判所に警察官の職務執行の差止めを求めて訴訟を提起した</p> <p>◎Parens Patriae訴訟の事例(62)</p> <p>地方政府の自治的な事務の実施において、条例が州憲法に違反するおそれがある場合、一般論として可能。具体的な法律による訴権の付与がなくとも、州民を保護する目的等により、州は訴訟を提起し、法の実現を図ることができる</p> <p>◎州法による先占(preemption)と上乗せ条例の事例(Pennsylvania v. Locust Township and locust Township Bd of Supervisors,968 A 2d 1263(2009))(63)</p> <p>州の農業法が占有している一般的な農業経営について、タウンシップの条例で経営者や所有者の義務を上乗せするということがあり、州の法務総裁が条例の無効と差止めを求めて訴訟を提起した</p>	<p>●禁止(Prohibition)(63)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大権的救済方法の一つ ○禁止を命じるもの <p>●差止め(Injunction)(64)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常の民事訴訟における差止めも可能

アメリカ

イギリス

司法的関与(その2)

③その他の訴え

●職務執行命令を求める訴訟

◎Mandamus訴訟の事例(Lockyer v. Cy&City of San Francisco(2004)) (64)

州法の執行を委任された地方政府が州法の合憲性を独自に判断して執行を拒否したため、州法務総裁が執行を命じて writ of mandamusを求めて訴訟を提起した

◎Mandamus訴訟の例(カリフォルニア州) (65)

○ミル・バレー市

事案名: People of the State of California ex rel. Bill Rockyer, Attorney General of the State of California vs. Mill Valley City Council, et al (No. CIV040386) 提訴日: 2004年1月26日

事案概要: ミル・バレー市における官民の建築物や施設が州の定める身体障害者保護関連の各法規制に違反しているとして、当該法規制に基づく義務を履行させるため、カリフォルニア州民の名の下に法務総裁が、執行令状の発行を求めて提訴

○デル・マル市

事案名: People of the State of California ex rel. Bill Rockyer, Attorney General of the State of California vs. City of Del Mar City Council (No. GIC821579) 提訴日: 2003年11月25日

事案概要: デル・マル市が州の定める身体障害者保護関連の各法規制を満たしていないとして、当該法規制に基づく義務を履行させるため、カリフォルニア州民の名の下に法務総裁が、執行令状の発行を求めて提訴

○サン・ベルナルディノ郡 【参考: 郡に対する訴訟】

事案名: The People of the State of California, ex rel. Attorney General Edmund G. Brown Jr. vs. County of San Bernardino, San Bernardino County Board of Supervisors (No. CIVSS0700329) 提訴日: 2007年4月12日

事案概要: サン・ベルナルディノ郡の採択した改正基本計画(土地利用関連)に係る環境影響評価が、気候変動等の適切な状況変更を反映しておらず、the California Environmental Quality Act(「CEQA」: カリフォルニア州環境の質の向上に関する法律)に違反するとして、当該法律の規定に基づく適切な環境影響評価を行わせるため、カリフォルニア州民の名の下に法務総裁が、執行令状の発行を求めて提訴

●違法性の確認を求める訴え

○通常の民事訴訟手続において可能である (66)

◎カリフォルニア州 対 プレザントン市(2009年) (67)

カリフォルニア州が、州法に基づき州等が行う各自治体への住宅需要の割り当て(プレザントン市に対しては2014年までに30,270戸)に反して、プレザントン市が1996年に定めた市内住宅数の上限規制(20,900戸を上限。実態は1996年当時21,180戸で、すでに20,700戸を超えている)の無効確認を求めて訴えたもの

●職務執行命令(Mandamus)

○マンデイマス(Mandamus)(日本では、通常、「職務執行命令」と訳される)とは、判例法において形成されてきた大権的救済方法(Prerogative remedies)の1つであり、イギリスの行政訴訟に当たる司法審査のために用いられる救済方法の1つ (65)

○大臣の義務履行命令は、最終的には、大臣の請求によるマンデイマスの方法によって執行される (43)

○法律の明文がある場合が多いが、法律の明文の規定がなくとも、マンデイマスの方法は一般に利用可能であると考えられている (44)

※個別法において、マンデイマスの方法によると規定されている場合に、マンデイマス以外の方法を使えるかどうかについては、制定法の解釈上、議論がある (66)

●宣言(Declaration)

○通常の民事訴訟における救済方法で、当事者の法的な立場の宣言を求めるもの(67)

(参考) 担保措置
判決の執行の

○Mandamus訴訟をはじめ、判決に従わない個人に対して法廷侮辱罪が適用される (68)

○通常の民事訴訟の判決の効力がある(法定侮辱罪)(逆に言えば、特別の制度的措置があるわけではなく、通常の民事訴訟の判決の効力と同様である) (69)

【カリフォルニア州の例】 (70)

○裁判所の判決に従わない場合には、裁判所は法廷侮辱罪を認定し、1000ドル以下の罰金又は5日以下の収監を命じることができる(カリフォルニア州民事訴訟法)

○マンデイマス訴訟をはじめ、判決に従わない場合には、裁判所侮辱罪となる(68)

※デklarーションについては、従わなくとも裁判所侮辱とはならない (69)

(参考) 国家賠償請求

◎カリフォルニア州パサディナ市 【参考: 損害賠償請求に係る訴訟】 (71)

事案名: The People of the State of California ex rel. Bill Rockyer, Attorney General of the State of California and the California Department of Water Resources vs. The City of Pasadena (No.06AS02499) 提訴日: 2006年6月14日

事案概要: パサディナ市がカリフォルニア州政府に対して供給した電力の価格が、連邦エネルギー規制委員会(Federal Energy Regulatory Commission)の定める価格水準に比して不当に高額であったとして、カリフォルニア州民の名の下に法務総裁が、当該額と適当であるべき金額との差額につき、損害賠償(Damage)を求めて提訴

—

アメリカについて(注釈・出典)

- (1)2008年7月1日付米国国勢局推定。外務省ウェブサイト
- (2)外務省ウェブサイト
- (3)アメリカ合衆国憲法第2条。「世界の憲法集(第2版)(1998年8月)」(有信堂)9ページ
- (4)「世界の地方自治制度(2008年10月)」(イマジン出版。以下「世界の地方自治制度」という。)112ページ下から17行目
- (5)研究会第3回議事録13ページ10行目、「CLAIR REPORT アメリカにおけるホームルール(1999年3月)」(財団法人自治体国際化協会)、植田 ニューヨーク総領事館領事レポート(以下「植田レポート」という。)
- (6)植田レポート1ページ1行目
- (7)研究会第3回議事録16ページ下から11行目
- (8)「ニューヨーク州の地方自治制度の概要」((財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所。以下「地方自治制度の概要」という。)11ページ下から15行目
- (9)世界の地方自治制度112ページ下から14行目
- (10)世界の地方自治制度113ページ図表。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (11)地方自治制度の概要12ページ2行目
- (12)世界の地方自治制度112ページ下から7行目
- (13)世界の地方自治制度113ページ下から13行目
- (14)世界の地方自治制度113ページ図表
- (15)世界の地方自治制度112ページ下から5行目
- (16)世界の地方自治制度112ページ下から7行目、114ページ12行目
- (17)世界の地方自治制度114ページ下から6行目
- (18)研究会第3回議事録12ページ17行目
- (19)研究会第3回議事録13ページ3行目
- (20)研究会第3回議事録13ページ6行目
- (21)世界の地方自治制度118ページ4行目
- (22)(23)(24)世界の地方自治制度118ページ6行目
- (25)(26)(27)植田レポート
- (28)再掲。(5)を参照
- (29)研究会第3回議事録8ページ4行目
- (30)研究会第3回議事録12ページ4行目
- (31)研究会第3回議事録8ページ12行目
- (32)(33)(34)長岡 サンフランシスコ総領事館副領事レポート(以下「長岡レポート」という。)
- (35)研究会第3回議事録3ページ下から9行目
- (36)研究会第3回議事録5ページ3行目
- (37)研究会第3回議事録5ページ9行目
- (38)研究会第3回会議資料1「アメリカの制度についての紹介」(柴田准教授資料)(以下「柴田准教授資料」という。)1ページ右欄下段。研究会第3回議事録5ページ下から15行目
- (39)研究会第3回議事録2ページ17行目
- (40)研究会第3回会議席上配付資料(柴田准教授資料)(以下「柴田准教授席上配付資料」という。)1ページ1行目

- (41)研究会第3回議事録1ページ下から10行目
- (42)柴田准教授資料1ページ右欄上段、研究会第3回議事録3ページ2行目
- (43)長岡レポート項目1
なお、個別法において規定されている例として、1968年犯罪抑止及び道路安全に関する一括法第809(C)条(合衆国法典第42編第3789d条)、1964年公民権法第6編2000d-1条、1994年暴力犯罪抑止及び取締りに関する法律第210401条(合衆国法典第42編第14141条)(植田レポート項目1・2及び7ページ11行目)
- (44)柴田准教授資料1ページ左欄上段
- (45)研究会第3回議事録2ページ下から12行目
- (46)柴田准教授資料1ページ左欄上段、研究会第3回議事録2ページ下から9行目
- (47)個別法に規定されている例として、1968年犯罪抑止及び道路安全に関する一括法第809条(C)条(合衆国法典第42編第3789d条)(植田レポート項目1)
- (48)「アメリカの地方自治-州と地方団体(1986年1月)」(頸草書房)(ジョセフ・F・ツインマーマン、以下「アメリカの地方自治」という。)171ページ10行目
- (49)研究会第3回議事録13ページ下から2行目
- (50)研究会第3回議事録14ページ5行目
- (51)アメリカの地方自治170ページ下から6行目
- (52)研究会第3回議事録8ページ12行目
- (53)研究会第3回議事録3ページ下から9行目
なお、Parens Patriae(後見人としての国)とは、「伝統的には、幼児、禁治産者、精神薄弱者のように、法的能力に制約のあるものに対して国王が有する保護者としての役割をさした。今日でも、英米の家族法、少年法などでしばしば依拠される観念である。アメリカでは、州が後見人としての役割を果たす。その範囲は広く、人々の健康、福祉、水利権、経済活動一般などといった公共の関心事を保護するために用いられる。例えば、州の法務総裁は、州民の代表として、反トラスト訴訟を開始し、損害賠償を得ることができる。」(田中英夫『英米法辞典』より)(柴田准教授席上配付資料7ページ)
- (54)研究会第3回議事録5ページ3行目、7ページ下から11行目、11ページ1行目
なお、Writ of Mandamus(職務執行令状)とは、「法律上ある公的職務を行う義務を負っている者がその職務を行わない時に、その履行を命じる令状。各種行政機関に対してのほか、上級の裁判所が下級の裁判所に対しても、管轄権の行使を命じるなどの目的で発給される。大権令状の1つであり、ほかに有効な救済手段が存在する場合には与えられず、かつ最終的にはその発給は裁判所の裁量にかかる。その職務を行うことが政治上、または道徳上義務づけられているのみで、法律上の義務でない時には発給されない。また、その職務内容が裁量的なものである場合でも、法律上裁量権を行使することが義務づけられている時には、裁量権を行使することを命じることはできるが、裁量の内容にはタッチできない。」(田中英夫『英米法辞典』より) (柴田准教授席上配付資料7ページ)

- (55)研究会第3回議事録5ページ9行目
- (56)研究会第3回議事録9ページ2行目
なお、個別法において規定されている例として、1964年公民権法第6編2000d-1条、1994年暴力犯罪抑止及び取締りに関する法律第210401条(合衆国法典第42編第14141条)(植田レポート項目2及び7ページ11行目)
- (57)研究会第3回議事録14ページ11行目
- (58)研究会第3回議事録10ページ7行目
- (59)研究会第3回議事録16ページ8行目
- (60)柴田准教授資料1ページ左欄中段3つ目の●
- (61)研究会第3回議事録4ページ4行目、柴田准教授資料1ページ左欄中段2つ目の●
- (62)柴田准教授資料1ページ左欄中段1つ目の●
- (63)研究会第3回議事録5ページ12行目、柴田准教授資料1ページ左欄中段2つ目の●、柴田准教授席上配付資料13ページ
- (64)研究会第3回議事録5ページ下から3行目、柴田准教授資料1ページ右欄中段1つ目の●、柴田准教授席上配付資料9ページ、長岡レポート項目2の5行目
- (65)長岡レポート
- (66)長岡レポート項目2の5行目
- (67)植田レポート16ページ下から11行目
- (68)研究会第3回議事録9ページ11行目
- (69)長岡レポート、植田レポート項目2
- (70)長岡レポート項目2
- (71)長岡レポート

イギリスについて(注釈・出典)

(1) 2007年現在。外務省ウェブサイト

(2) 外務省ウェブサイト

(3) 「増補改訂版 比較地方自治－諸外国の地方自治制度－(1992年7月)(第一法規。以下「比較地方自治」という。)

35ページ下から2行目

(4) 「英国の地方自治(2003年1月)(財団法人自治体国際化協会。以下「英国の地方自治」という。)」

130ページ7行目、131ページ14行目、260ページ9行目

(5) 「世界の地方自治制度(2008年10月)(イマジン出版。以下「世界の地方自治制度」という。)」

15ページ下から3行目

(6) 北島准教授資料1ページ9行目、研究会第4回議事録2ページ8行目

(7) 研究会第4回会議資料1「イギリスの制度についての紹介」(北島准教授資料)(以下「北島准教授資料」という。)

1ページ9行目、研究会第4回議事録2ページ11行目

(8) 研究会第4回議事録1ページ下から11行目、北島准教授資料1ページ3行目

(9) 研究会第4回議事録1ページ下から7行目、北島准教授資料1ページ3行目

(10) 研究会第4回議事録1ページ下から2行目、北島准教授資料1ページ6行目

(11) 研究会第4回議事録3ページ6行目、北島准教授資料1ページ下から10行目

(12) 2007年現在。外務省ウェブサイト

(13) ロンドン市については世界の地方自治制度62ページ13行目、下から6行目、ロンドン区については英国の地方自治27ページ図表

(14) 英国の地方自治26ページ図表

(15) 英国の地方自治27ページ及び28ページ図表

(16) 英国の地方自治26ページ

(17) 英国の地方自治27ページ

(18) 研究会第4回議事録2ページ17行目、北島准教授資料1ページ11行目

(19) 研究会第4回議事録2ページ14行目、北島准教授資料1ページ15行目

(20) 研究会第4回議事録2ページ15行目、北島准教授資料1ページ16行目

(21) 研究会第4回議事録3ページ10行目

(22) 北島准教授資料1ページ18行目、研究会第4回議事録2ページ下から10行目

(23) 北島准教授資料1ページ下から17行目、研究会第4回議事録2ページ下から8行目

(24) 北島准教授資料1ページ下から14行目、研究会第4回議事録2ページ下から8行目

(25) 北島准教授資料1ページ下から12行目、研究会第4回議事録3ページ2行目

(26) 英国の地方自治36ページ注※2

(27) 英国の地方自治31ページ5行目、36ページ図表

(28) 研究会第4回議事録2ページ3行目、英国の地方自治36ページ図表

(29) 研究会第4回議事録2ページ4行目、英国の地方自治36ページ図表

(30) (31) 英国の地方自治36ページ図表

(32) 「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて(2007年3月31日)(田村秀 新潟大学大学院実務法学研究科助教授)(平成18年度「比較地方自治研究」財団法人自治体国際化協会。以下「田村助教授論文」という。)」

74ページ2行目

(33) 田村助教授論文74ページ4行目

(34) 田村助教授論文74ページ6行目

(35) 田村助教授論文74ページ下から5行目

(36) 北島准教授資料1ページ下から8行目、研究会第4回議事録3ページ15行目

(37) 北島准教授資料1ページ下から6行目、研究会第4回議事録3ページ下から3行目、15ページ10行目

(38) 研究会第4回議事録4ページ3行目、9ページ下から16行目

(39) 研究会第4回議事録5ページ7行目、6ページ1行目、北島准教授資料2ページ6行目

(40) 北島准教授資料2ページ14行目、研究会第4回議事録6ページ6行目

(41) 北島准教授資料2ページ7行目、研究会第4回議事録5ページ9行目

(42) 研究会第4回議事録5ページ下から13行目、北島准教授資料2ページ10行目

(43) 研究会第4回議事録5ページ下から7行目、北島准教授資料2ページ12行目

(44) 北島准教授資料2ページ17行目、研究会第4回議事録6ページ12行目

(45) 研究会第4回議事録4ページ10行目

(46) 北島准教授資料1ページ下から3行目、研究会第4回議事録4ページ下から15行目

(47) 北島准教授資料2ページ4行目、研究会第4回議事録4ページ下から9行目

(48) 北島准教授資料2ページ5行目、研究会第4回議事録4ページ下から1行目

(49) 北島准教授資料2ページ19行目、研究会第4回議事録6ページ下から2行目

(50) 北島准教授資料2ページ20行目、研究会第4回議事録7ページ1行目

こうした場合は、地方公共団体の違法行為に対する大臣への不服申し立てとしての性格が出てくる。そして、そうした性格を持つ帰結として、こうした制度が存在することによって、私人が直接行政訴訟によって救済を求めることが制限されるのか、問題とされることがある。つまり、こうした義務履行命令制度が存在する場合に、こうした義務履行命令が優先的な救済手段として位置付けられて、その場合に私人が直接行政訴訟によって救済を求めることが制限されるべきかという議論がある。この点については、判決の意見は分かれている。

(51) 研究会第4回議事録7ページ11行目、北島准教授資料2ページ25行目

(52) 北島准教授資料2ページ下から14行目、研究会第4回議事録7ページ下から12行目

当該ケースは、地方公共団体が1944年の教育法に基づいて、新しい教育スキームを大臣に提出して承認されたところ、その後、地方選挙でそのスキームに反対する政党が勝利したため、そのスキームを実施しないでいたところ、大臣がスキームの実施を命じたという事例。大臣は裁判所にマンデイマスの令状を求め、これを執行しようとした。裁判所は、条文にいう不合理とは、大臣が単に不合理だと思ったのではなく、客観的に不合理である必要があるとして、大臣の命令は違法であると判断した。ここでは大臣の権限が例外的に狭く解釈されているが、判決の中では、地方公共団体の政策作成権限について述べられており、地方選挙の結果を踏まえ、それを尊重して限定的に解釈したものであると評価している学説もある。

(53) 北島准教授資料2ページ下から11行目、研究会第4回議事録8ページ3行目

(54) 研究会第4回議事録8ページ9行目

(55) 北島准教授資料2ページ下から7行目、研究会第4回議事録8ページ12行目

(56) 北島准教授資料2ページ下から6行目、研究会第4回議事録8ページ14行目

(57) 比較地方自治44ページ下から7行目

(58) 研究会第4回議事録8ページ下から6行目

(59) 研究会第4回議事録6ページ下から10行目、11ページ1行目

(60) 研究会第4回議事録6ページ下から15行目

(61) 研究会第4回議事録6ページ下から5行目

(62) 研究会第4回議事録6ページ下から10行目、北島准教授資料2ページ16行目

(63) 研究会第4回議事録6ページ下から10行目、北島准教授資料2ページ16行目

(64) 研究会第4回議事録6ページ下から10行目

(65) 研究会第4回議事録6ページ9行目、北島准教授資料2ページ15行目

(66) 研究会第4回議事録12ページ下から7行目

(67) 研究会第4回議事録6ページ下から7行目

(68) 研究会第4回議事録9ページ下から8行目

(69) 研究会第4回議事録11ページ下から10行目